

栄典関係事務提要新旧対照表（令和8年2月改正）

| (新) 8P   | (旧) 8P  |
|--|---|
| <p>(1)提出時期</p> <p>叙位については、当該候補者の死亡日を含め30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間を考慮して、<b>別途指定する期限までの提出（当省から内閣府へ上申書類を提出する期限の5日前まで）</b>を厳守すること。</p> | <p>(1)提出時期</p> <p>叙位については、当該候補者の死亡日を含め30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間を考慮して<b>死亡日を含み2週間以内の提出（当該期間内に祝祭日が含まれる場合は、祝祭日の日数分繰り上がるものとする。）</b>を厳守すること。</p> |

| (新) 25P  | (旧) 25P   |
|--|---|
| <p>③ 死亡叙勲</p> <p>死亡の日から30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間をも考慮して、<b>別途指定する期限までの提出（当省から内閣府へ上申書類を提出する期限の5日前まで）</b>を厳守すること。</p> | <p>③ 死亡叙勲</p> <p>死亡の日から30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前の日（死亡日）にさかのぼって発令されることとなっている。したがって、30日を徒過した場合は、閣議請議されないので注意すること。また、閣議は通常、火曜日と金曜日に行われるため、当省で詮議する期間をも考慮して<b>死亡日を含み2週間以内の提出（当該期間内に祝祭日が含まれる場合は、祝祭日の日数分繰り上がるものとする。）</b>を厳守すること。</p> |